

多様な雇用形態をめぐる法的諸問題

[研究メンバー]

主査	森戸英幸	上智大学法学部教授
委員	岩永昌晃	京都産業大学法学部専任講師
	梶川敦子	神戸学院大学法学部准教授
	小西康之	明治大学法学部准教授
	柴田洋二郎	中京大学法学部専任講師
	長谷川珠子	日本学術振興会特別研究員 東京大学大学院法学政治学研究科
	原 昌登	成蹊大学法学部准教授

[報告書目次]

はじめに

第 1 編 理論的検討

- 第 1 章 日本におけるワークライフバランス
- 第 2 章 アメリカにおけるワークライフバランス
- 第 3 章 イギリスにおけるワークライフバランス
- 第 4 章 多様な雇用形態における格差問題
- 第 5 章 フランスにおけるテレワーク
- 第 6 章 勤労の権利と義務に関するメモ

第 2 編 企業ヒアリング — I T 企業を中心に—

- 第 1 章 サンマイクロシステムズ株式会社
- 第 2 章 株式会社ニチレイ
- 第 3 章 日本オラクル株式会社
- 第 4 章 協和エクシオ株式会社
- 第 5 章 株式会社 NTT データ

[内容要旨]

技術革新やサービス経済化の一層の進展など、企業を取り巻く環境は大きく変化しており、仕事と家庭生活とをいかに両立させるかが大きな関心事となっている。多様な雇用形態で、また、より緩やかな時間管理の下で働く労働者の数は確実に増加している。しかし、現行の労働法制や政策の枠組みは必ずしもこれに十分対応し切れない面がある。特に時代の最先端を行く I T 産業においては、職場の実態と法的な枠組みとの間の乖離が著しいとされている。

例えば、IT産業はほかの業種に比べ、パソコンを使える環境にあれば、職場がオフィスであれ、自宅であれ、ほとんど変わらずに業務を進められる環境にあるといえる。自宅(在宅勤務)やサテライトオフィス(モバイル勤務)など、会社以外の場所で働くテレワークが注目を集めているが、これに対する法整備は遅れている。

本書は、このような問題意識から、日本および諸外国における多様な働き方をめぐる法的諸問題に関する調査を行い、その結果を取りまとめたものである。調査した欧米5カ国のうち、ドイツ、フランス、イタリアにおいては、労使のテレワーク協約の形での議論が進められている。こうした大陸法の国々に対して、英米法のイギリス、アメリカにおいては、ワークライフバランス等の観点から労働条件の変更を申請する権利などが法定化されている。

第1編の理論的検討では、前年度報告書『テレワークの法と政策—比較法的考察を中心に—』を踏まえて、アメリカ、イギリスおよび日本におけるワークライフバランス、フランスにおけるテレワークを検討するとともに、多様な雇用形態における格差問題について論点整理を行い、憲法にいう「勤労の権利」は労働生活全般をも対象とするとの理解の喚起を促している。第2編では、5社で実施した企業ヒアリング結果を報告している。